

(仮称)宇都宮市新斎場整備・運営事業の募集要項等修正箇所一覧

平成18年11月2日
宇都宮市

資料名	ページ (修正後)	項目	修正前	修正後 下線部が修正箇所
募集要項	30	別紙 2,4(2)イ	アの場合において、改定後のサービス対価1については、各金利基準日が属する事業年度の前年度の10月末日までにSPCが算定を行い、市に通知する。	アの場合において、改定後のサービス対価1については、各金利基準日が属する事業年度の前年度の10月末日までにSPCが <u>仮算定</u> を行い、市に通知したうえで、 <u>基準金利日</u> において <u>確定</u> する。
要求水準書	8	2.9	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に係る売上金は事業者に帰属するものとする。 ・事業者は、宇都宮市行政財産使用料条例に基づき、売店等の設置に伴う目的外使用に係る使用料を市に支払うこと。 ・売店等業務に要する光熱水費は事業者の負担とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に係る売上金は事業者<u>又は</u>売店等業務を実施する<u>運営企業</u>に帰属するものとする。 ・事業者<u>又は</u>当該<u>運営企業</u>は、宇都宮市行政財産使用料条例に基づき、売店等の設置に伴う目的外使用に係る使用料を市に支払うこと。 ・売店等業務に要する光熱水費は事業者<u>又は</u>当該<u>運営企業</u>の負担とする。
	12	3.2.2	・本施設の設計基準及び性能要求に関しては、「官庁施設の基本的性能基準（平成13年度国土交通省国営建第32号、国営設第29号）」及び「官庁施設の基本的性能に関する技術基準（平成13年国土交通省国営建第32号、国営設第29号）」の基準等を適用し、次頁に定める分類の要求水準を満たすものとする。	・本施設の設計基準及び性能要求に関しては、「官庁施設の基本的性能基準（平成18年度国土交通省国営建第156号、国営設第162号）」の基準等を適用し、次頁に定める分類の要求水準を満たすものとする。
	13	表2		表2の差し替え
	23	3.2.16(2)⑥ア	<p>排ガス（排気筒出口）については、下記の基準を遵守すること。</p> <p>ばいじん量 0.01 g/Nm³</p> <p>硫黄酸化物 30 ppm</p> <p>窒素酸化物 100 ppm</p> <p>ダイオキシン類濃度(排気筒出口) 0.1 ng-TEQ/Nm³以下</p>	<p>排ガス（排気筒出口）については、下記の基準を遵守すること。</p> <p><u>なお、この基準は、酸素濃度をダイオキシン類のみ12%、その他は18%として換算する。</u></p> <p>ばいじん量 0.01 g/Nm³<u>以下</u></p> <p>硫黄酸化物 30 ppm<u>以下</u></p> <p>窒素酸化物 100 ppm<u>以下</u></p> <p><u>塩化水素 50 ppm以下</u></p> <p><u>一酸化炭素 30 ppm以下（平均）</u></p> <p>ダイオキシン類 0.1 ng-TEQ/Nm³<u>以下</u></p>
	34	4.5	<p>・・・・・・・・</p> <p>・冬季に天候に応じて進入路及び駐車場、車寄せ等の外</p>	<p>・・・・・・・・</p> <p>・冬季に天候に応じて進入路及び駐車場、車寄せ等の外構</p>

要求水準書			構施設における除雪・凍結防止等の措置を行い、利用者の安全確保に努めること。	施設における除雪・凍結防止等の措置を行い、利用者の安全確保に努めること。 ・事業者は、施設引渡日以降の崖地等の安全対策として、 <u>定期的に管理ゾーン内の安全確認を行い、市に報告すること。</u>
	35	4.8	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、・・・・・・貯水槽及び浄化水槽の清掃と水質管理、排水施設の清掃と補修を実施すること。	・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、・・・・・・ <u>貯水槽の清掃と水質管理</u> 、排水施設の清掃と補修を実施すること。
	38	5.1.1	・なお、別紙1「事業区域図」に示す市施工区域のうち、 <u>用地A及び用地Bの範囲には想定台数</u> ・・・・・・ ただし、事業者は各用地における駐車場供用開始時期が異なることを想定して車導線を計画すること。 ・上記用地の駐車場設置が完了するまでの間は、・・・・・・ 対応するものとする。事業者は、暫定駐車場の位置及び規模について市と協議すること。	・なお、別紙1「事業区域図」に示す市施工区域である <u>用地Bには想定台数</u> ・・・・・・ ただし、 <u>用地B</u> における駐車場供用開始時期が <u>事業者の施工時期と異なる</u> ことを想定して車導線等を計画すること。 ・上記用地の駐車場設置が完了するまでの間は、・・・・・・ 対応するものとする。事業者は、暫定駐車場の位置及び規模について市との協議に <u>応じること。</u>
		別紙1		<u>別紙1を差し替え</u> *市施工区分の変更(北側進入専用道路及び施設ゾーン内一部の除外)
		別紙6		<u>別紙6を差し替え</u> *下水道管(汚水)の接続位置及びガス管の取り出し位置の変更
		別紙7		<u>別紙7を差し替え</u> *崖地の保全施工イメージに雨水排水用構造物の設置を追記
		別紙8		<u>別紙8を差し替え</u> *遺族控室における座卓、姿見を通夜控室に変更 *通夜控室における布団セットを削除
		別紙9		<u>別紙9を差し替え</u> *調整池設置可能区域を追記

要求水準書	別紙 11	緑化ブロック擁壁等	緑化ブロック擁壁等 【擁壁の構造】 都市計画法施行規則第 27 条, または, 宅地造成等規制法施行令第 8 条, 第 15 条の規定によること。																																							
	別紙 16 2.(3)	<table border="1"> <tr> <td>成果物等</td> <td>原図</td> <td>製本形態</td> <td>摘要(A1 判以外は特記)</td> </tr> <tr> <td>・模型</td> <td></td> <td></td> <td>展示用(縮尺 200 分の 1)</td> </tr> </table>	成果物等	原図	製本形態	摘要(A1 判以外は特記)	・模型			展示用(縮尺 200 分の 1)	<table border="1"> <tr> <td>成果物等</td> <td>原図</td> <td>製本形態</td> <td>摘要(A1 判以外は特記)</td> </tr> <tr> <td>・模型</td> <td></td> <td></td> <td>展示用(縮尺 500 分の 1)</td> </tr> </table>	成果物等	原図	製本形態	摘要(A1 判以外は特記)	・模型			展示用(縮尺 500 分の 1)																							
成果物等	原図	製本形態	摘要(A1 判以外は特記)																																							
・模型			展示用(縮尺 200 分の 1)																																							
成果物等	原図	製本形態	摘要(A1 判以外は特記)																																							
・模型			展示用(縮尺 500 分の 1)																																							
事業者選定基準	3	4(1)イ①	<table border="1"> <tr> <td>サービス対価の総額の上限価格 (現在価値換算後)</td> <td>12,256 百万円</td> </tr> <tr> <td>緩衝緑地の維持管理に要する費用 以外</td> <td>12,137 百万円</td> </tr> <tr> <td>緩衝緑地の維持管理に要する費用</td> <td>119 百万円</td> </tr> <tr> <td>火葬炉設備の設置, 運営及び維持管理に要する費用の上限価格(現在価値換算前)</td> <td>4,296 百万円</td> </tr> </table>	サービス対価の総額の上限価格 (現在価値換算後)	12,256 百万円	緩衝緑地の維持管理に要する費用 以外	12,137 百万円	緩衝緑地の維持管理に要する費用	119 百万円	火葬炉設備の設置, 運営及び維持管理に要する費用の上限価格(現在価値換算前)	4,296 百万円	<table border="1"> <tr> <td>サービス対価の総額の上限価格 (現在価値換算後)</td> <td>12,473 百万円</td> </tr> <tr> <td>緩衝緑地の維持管理に要する費用 以外</td> <td>12,354 百万円</td> </tr> <tr> <td>緩衝緑地の維持管理に要する費用</td> <td>119 百万円</td> </tr> <tr> <td>火葬炉設備の設置, 運営及び維持管理に要する費用の上限価格(現在価値換算前)</td> <td>4,296 百万円</td> </tr> </table>	サービス対価の総額の上限価格 (現在価値換算後)	12,473 百万円	緩衝緑地の維持管理に要する費用 以外	12,354 百万円	緩衝緑地の維持管理に要する費用	119 百万円	火葬炉設備の設置, 運営及び維持管理に要する費用の上限価格(現在価値換算前)	4,296 百万円																						
サービス対価の総額の上限価格 (現在価値換算後)	12,256 百万円																																									
緩衝緑地の維持管理に要する費用 以外	12,137 百万円																																									
緩衝緑地の維持管理に要する費用	119 百万円																																									
火葬炉設備の設置, 運営及び維持管理に要する費用の上限価格(現在価値換算前)	4,296 百万円																																									
サービス対価の総額の上限価格 (現在価値換算後)	12,473 百万円																																									
緩衝緑地の維持管理に要する費用 以外	12,354 百万円																																									
緩衝緑地の維持管理に要する費用	119 百万円																																									
火葬炉設備の設置, 運営及び維持管理に要する費用の上限価格(現在価値換算前)	4,296 百万円																																									
提案書類の様式集	各提案書表紙	注 提案書受付番号は, 市で記入するので, 応募者は記入しないこと。	注 提案番号は, 参加資格審査結果通知書に記載された番号を応募者にて記入すること。																																							
	14	様式 12	・様式 19~24 の提案内容を以下の項目に沿って整理し, 概要版として基本的な考え方を記載すること。																																							
	15	様式 13	・様式 25~27 の提案内容を以下の項目に沿って整理し, 概要版として基本的な考え方を記載すること。																																							
	16	様式 14	・様式 28~30 の提案内容を整理し, 概要版として基本的な考え方を記載すること。																																							
	25	様式 21	3. 主要室面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>室名</th> <th>仕様</th> <th>室数</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>天井高 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火葬棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>式場棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	部門	室名	仕様	室数	面積 (㎡)	天井高 (mm)	備考	火葬棟							式場棟							3. 主要室面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>室名</th> <th>室数</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>天井高 (mm)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火葬棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>式場棟</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ※仕様欄を削除	部門	室名	室数	面積 (㎡)	天井高 (mm)	備考	火葬棟						式場棟				
部門	室名	仕様	室数	面積 (㎡)	天井高 (mm)	備考																																				
火葬棟																																										
式場棟																																										
部門	室名	室数	面積 (㎡)	天井高 (mm)	備考																																					
火葬棟																																										
式場棟																																										

提案書類の様式集	27	様式 22 (10)①	①排ガスの保全目標値と保証値	①排ガスの公害防止基準値と保証値																																													
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>保全目標値</th> <th>保証値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん量</td> <td>0.03g/m³N</td> <td>g/m³N</td> <td></td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>30ppm</td> <td>ppm</td> <td></td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>100ppm</td> <td>ppm</td> <td>O₂18%換算値</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>0.1ng-TEC/m³N</td> <td>ng-TEC/m³N</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	保全目標値	保証値	摘要	ばいじん量	0.03g/m³N	g/m³N		硫黄酸化物	30ppm	ppm		窒素酸化物	100ppm	ppm	O₂18%換算値	ダイオキシン類	0.1ng-TEC/m³N	ng-TEC/m³N		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>公害防止基準値</th> <th>保証値</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ばいじん量</td> <td>0.03g/m³N 以下</td> <td>g/m³N</td> <td><u>O₂18%換算値</u></td> </tr> <tr> <td>硫黄酸化物</td> <td>30ppm 以下</td> <td>ppm</td> <td><u>O₂18%換算値</u></td> </tr> <tr> <td>窒素酸化物</td> <td>100ppm 以下</td> <td>ppm</td> <td>O₂18%換算値</td> </tr> <tr> <td>塩化水素</td> <td>50ppm 以下</td> <td>Ppm</td> <td><u>O₂18%換算値</u></td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素</td> <td>30ppm 以下(平均)</td> <td>Ppm(平均)</td> <td><u>O₂18%換算値</u></td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>0.1ng-TEC/m³N 以下</td> <td>ng-TEC/m³N</td> <td><u>O₂12%換算値</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	公害防止基準値	保証値	摘要	ばいじん量	0.03g/m³N 以下	g/m³N	<u>O₂18%換算値</u>	硫黄酸化物	30ppm 以下	ppm	<u>O₂18%換算値</u>	窒素酸化物	100ppm 以下	ppm	O₂18%換算値	塩化水素	50ppm 以下	Ppm	<u>O₂18%換算値</u>	一酸化炭素	30ppm 以下(平均)	Ppm(平均)	<u>O₂18%換算値</u>	ダイオキシン類
項目	保全目標値	保証値	摘要																																														
ばいじん量	0.03g/m³N	g/m³N																																															
硫黄酸化物	30ppm	ppm																																															
窒素酸化物	100ppm	ppm	O₂18%換算値																																														
ダイオキシン類	0.1ng-TEC/m³N	ng-TEC/m³N																																															
項目	公害防止基準値	保証値	摘要																																														
ばいじん量	0.03g/m³N 以下	g/m³N	<u>O₂18%換算値</u>																																														
硫黄酸化物	30ppm 以下	ppm	<u>O₂18%換算値</u>																																														
窒素酸化物	100ppm 以下	ppm	O₂18%換算値																																														
塩化水素	50ppm 以下	Ppm	<u>O₂18%換算値</u>																																														
一酸化炭素	30ppm 以下(平均)	Ppm(平均)	<u>O₂18%換算値</u>																																														
ダイオキシン類	0.1ng-TEC/m³N 以下	ng-TEC/m³N	<u>O₂12%換算値</u>																																														
事業契約書(案)	4	第4条 第37号	「不可抗力」とは、天災その他自然的又は人為的な現象・・・・・・・・を「不可抗力」という。	「不可抗力」とは、天災その他自然的又は人為的な現象・・・・・・・・をいう。																																													
	7	第12条 第5項	乙は、宇都宮市情報公開条例（平成12年宇都宮市条例第1号）の規定に従い、「本件施設」の管理について情報公開請求がなされたときは、必要な措置を講じるものとする。	乙は、宇都宮市情報公開条例（平成12年宇都宮市条例第1号）の趣旨に則り必要な措置を講じるものとし、「本件施設」の管理について情報公開を求められたときは、同条例の例によるものとする。																																													
	24	第57条	(統括責任者) 第57条 乙は、「運営・維持管理業務」に関し、業務を総合的に把握し調整する統括責任者を定め、「運営・維持管理業務」の開始前に甲にその氏名、所属等を報告しなければならない。統括責任者を変更したときも、速やかに、同様の事項を甲に報告しなければならない。	(運営・維持管理業務責任者) 第57条 乙は、「運営・維持管理業務」に関し、業務を総合的に把握し調整する運営・維持管理業務責任者を定め、「運営・維持管理業務」の開始前に甲にその氏名、所属等を報告しなければならない。運営・維持管理業務責任者を変更したときも、速やかに、同様の事項を甲に報告しなければならない。																																													
	58	別紙11 3.(4)	(4)自動車管理者賠償責任保険 保険内容：・・・・・・・・ ～ 免責事項：・・・・・・・・ (5)その他乙において必要と判断する保険 (「民間事業者提案」に従い記載する。)	(4) その他乙において必要と判断する保険 (「民間事業者提案」に従い記載する。) *自動車管理者賠償責任保険の削除																																													

事業契約書(案)	61	別紙 12 7.	前項による引渡し後、第 71 条に従い、「引渡後設置火葬炉設備」の排ガス等検査を実施する。	前項による引渡し後、第 75 条に従い、「引渡後設置火葬炉設備」の排ガス等検査を実施する。
----------	----	----------	---	---